

全国民闘連ニュース

第50号

1991年

11月1日

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F 8号
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 06-972-1608
Tel 044-288-2597



12月4日シンポジウム開催(大阪)

民族差別語問題を考える

「ウイーンズ」差別語問題から

私たちが、「ジャップ」と言われた時、どんな思いがするか。日本の中ではわからなくても、海外に出れば皆さん知っているはずである。

真摯な取り組みに欠けている。

戦争という緊張の中で自ら殺す側に立たないために、自らの差別をえぐり出すべきである。差別語を言いかえですませるのではなく、アジアとの関係を考えるきっかけにすべきである。

日本人は今でも「鮮人」という差別語を使い、民族差別を再生産しながら

(シンポジウムでの内海愛子先生の報告から)

目次

- 15 差別語問題を考える
- 87 参政権裁判への思い
- 8 私学入学差別問題
- 11 おもな動き
- 9 心の国際化を求めて
- 10 タチソ保存

言葉のうらに 支配の足跡

JAL機内誌「ウインズ」二月号での、民族差別語(「鮮人」等)使用を契機に、去る二月四日大阪民閩連主催でシンポジウムが開催された。当日、日本航空閩関係者一五名を含む二〇〇名の参加者は、三名のバネリストの報告や、会場の在日韓国・朝鮮人の発言から、差別語のもつ問題点の深さを学んだ。

観光にも人権の視点点を

趙博氏(関西大学人権問題研究室)

趙博氏は、「ウインズ」多くの陶工を連れ帰った差別語問題の最初の指摘者でもあり、問題の文章を掘り下げてもらった。

文章にもあるように、秀吉が朝鮮出兵により、

で、差別語は使われておらず、古い文章をそのまま引用したことから今回の問題が生まれた。

さらに、「神功皇后による新羅出征」も古代史上疑わしく、観光の紹介という面を強調するあまり、侵略や人権問題への視点が抜け落ちてしまっている。

同じことが、北海道のアイヌ問題や沖縄でも言える。九州の焼き物や「ぼした祭り」なども、その背景をきちんと説明した上で、観光地として紹介するべきである。

「鮮人」はなぜ差別語なのか

内海愛子氏(恵泉女子大学助教授)

「鮮人」は問題であるという認識はあっても、「北鮮」「南鮮」は略称と捉えている人が多い。とりわけ、戦後反共意識を込めて「北鮮」は頻繁に使われてきた。

一九七〇年頃、ある研究所で被差別部落に対する差別語使用の反省から、差別語への取り組みを始めた。

「広辞苑」では、「ジヤップ」が日本人に対する蔑称となっているのに、「鮮人」は朝鮮人に対する略称と表記されていた。岩波書店との話し合いを始めたが、逆に「鮮人」がなぜ蔑称かを証明しろということになった。

一九一〇年の韓日併合

によって、日本はそれまでの「大韓帝国」から「朝鮮」と呼ぶようになった。それまでの「朝鮮」とは全く別の、大日本帝国の一部地方という意味である。その過程で「鮮」という一字で置き替えるまさに蔑称がつくられていった。当時、朝鮮の人々は「鮮人」という言葉は決して使わず、独立の意志を表す「韓」を使っていた。

日本人は、敗戦によっても植民地支配の意識を清算せず、新たに「第三国人」といった差別語をつくりだした。

差別語をただすのは、日本人の歴史認識を問い直すものである。

植民地支配への反省 のなさが差別語を生む

ヤンテホ
梁泰昊氏(兵庫民闘連)

梁泰昊氏は、民闘連運動の中で差別語を糾弾してきた経過と、問題点を報告された。

取り組み始めたのが一九七〇年頃で、二〇年が経過しているが、今でも同じようなことを繰り返している。

一九七〇年広辞苑の「北鮮」、小学館「少年サンデー」の「第三国人」、七一年NHK国会発言、七四年朝日新聞、七五年雑誌「太陽」「少年アクション」、七七年毎日新聞…。

なぜこのようなことが今でも続くのか。植民地支配への反省がないから

差別語も誤植の程度にしか認識されていない。

本には、奥付に「乱丁はとりかえる」とあるが、差別語を使っても、次の改訂分から改めるという程度の対応しかない。

植民地時代には、「大韓帝国」が「朝鮮」になり、都市や通りの名前、最後には人の名前まで日本式に変えた。言葉の支配、名前の支配が、今日においても続いている。差別語への取り組みは戦後の総決算をするものでなければならない。



20年にわたる取り組みが報告された

会場から

差別語は朝鮮人の夢を奪う

(在日二世大学生)

ぼくは、朝鮮人であることをずっと隠して生きてきました。友達が「チョンコ云々」と言っても、反論をすることもできずにいました。朝鮮の正しい歴史を教えてもらうことがなかったからです。

朝鮮人は勝手にきたから、頭を下げて生活しないといけないと思っていました。大学も工学部を選んだのは事務系の仕事につけないと思ったからです。差別語は日本人にとって小さなことでも、

積み重ねが、朝鮮人の夢を奪うのです。

失われた時間が惜しい

(在日二世オモニ)

私は四八才にして初めて「会社」と名のつくところに本名で就職しました。今までは、履歴書のいらない仕事についてきました。

子どもたちのためにと、日本人の陰でひっそりと暮らしてきました。今まで朝鮮語や歴史を習うこともできず、失われた時間惜しくてたまりません。子どもたちは、学校

を出ても、就職で苦労しています。

日本航空が未だに差別語を使用したことを、残念に思います。

「またか」ですませられない

(在日二世アボジ)

在日二世です。子どもの頃、魚屋の「鮮」という字にドキッとし、社会科で「朝鮮」がでるたびに赤面したのを、はつきりと覚えています。

小さい頃から、朝鮮を憎み、親を憎んできました。「朝鮮人は恥ずかしい、悪い」というのを、まわりの日本人から教えられてきました。

私の子どもたちが大人になる頃、いまのままで、同じような差別事件が起こるでしょう。だから今、「またか」ですませられないと思います。

全社的取り組みを

約束



決意表明全文

シンボジウムの最後は、日本航空株式会社、須藤晨三取締役から決意表明文が読み上げられ、幕を閉じた。抗議からこの日まで、この問題を前向きに受け止めようとする同社の姿勢もあって、あえて「シンボジウム」という形式をとった。この集会がお互いのスタートラインである。

最初に日本航空機内誌ウインズ二月号の唐津の紹介記事の中で、差別用語を用いてしまっている在日韓国・朝鮮人の方々が激しい憤りを覚えらえる事態を招きましたことを心から深くお詫び申し上げます。

我々の認識の甘さと差

別語が、差別を受けてきた人々の心に深刻な傷をあたえるということに思いが至らなかつたことから、掲載前に十分な調査をせず、死語となりつつあつた差別用語を機内誌に掲載し、差別用語を流布するという結果を招いてしまいました。



その後、「民族差別と闘う大阪連絡協議会」の方々と事実確認会、在日韓国・朝鮮人問題学習センター主催の夏期セミナーへの社員の参加を通して、差別用語は単に言葉の問題ではなく、差別を行うために作り出され、これが流布されることにより差別を助長し、定着させた結果、差別意識をもたない人々までも無意識に差別を行わしめる結果となることを学び、無関心、無意識に使われる言葉が、差別をうけてきた人々の心にいかに深刻な傷をあたえるかを学びました。

また、日本名を強制し、祖国の言葉を禁じたことに代表される日本の植民地支配時代の歴史的経緯、特に強制連行され、第二

次世界大戦後も日本の社会に定住を余儀なくされた人々とその子孫が、在日韓国・朝鮮人として定住し生活を営んでいることに対する色々な問題とその深刻な状況を知り、民族としての誇りと心を傷つけられた「心の痛み」が我々の想像に絶するものであること等を学びました。



これら学習の結果、今回の事態、また、差別語の使用に社内誰からも指摘がなかつた現実に思いを致しますとき、深い反省の思いを益々強くしますと同時に企業の社会的責任として全社的に人の心の痛みを理解しあえる社員、差別を差別として理解できる社員に育成することにより、広く人権尊重の風土の醸成に向け

て努力していかなければならないと痛感しております。



また、当社の存立の基盤は、不特定多数の色々な国の方々である「お客様」であります。勿論多くの在日韓国・朝鮮人の方々にもご利用頂いているわけでありまして、常日頃から「一人一人のお客様を大切に」をモットーに努力を重ねて参りましたが、今回の機内誌の差別表現により、これを読まれた在日韓国・朝鮮人の方々の心を傷つけたことの重大性を当社自身の問題として強く認識いたしております。

時代はあらゆる面でグローバル化が進んでおります。真の国際化が要請されております。異なる文化に接してお互いに理

解しあい、尊重しつつ共存することが重要であると思います。この観点から、当社の公共的使命、社会的責任も大きいとの自覚を新たにいたしております。



以上の反省と考え方の上に立って、今回の事態をきっかけとして、また教訓として、在日韓国・朝鮮人の方々に対する差別はもとより、広く差別全般に目をむけ、今後かかることのなきよう社内理解と認識を浸透してゆく所存であります。そのため次の施策を実施することをお約束いたします。

① 会社組織の要である管理職に対し通達を発信し職場の長としての問題意識を啓発し、それに基

づき部下に徹底いたしま



決意表明を読み上げる須藤取締役(下)と会場参加者(上)

す。これとともに差別の実態を認識する適切な資料を添付し、部下とともに研修することといたします。

② 毎年、管理職に昇格した者に対し、これと同様の趣旨から新任管理職研修に民族差別の研修を組み入れます。

③ 研修のため、訴求力の強いビジュアル研修教

材としてビデオを作成し、常時活用できるよう、各部門、支店等に配備いたします。なお、研修教材等につきましては、関係各位のご指導を仰ぎたく併せてお願いいたします。

以上に加え、全社的課題として民族差別に取り組むため、社内に会議体

を設置し、定期的および必要に応じ随時開催いたします。

なお社員採用についても、今回の事態を契機としてさらに前向きに取り組むと同時に、本名で働ける差別なき職場作りに努めてまいります。

最後に今回の事態に対し、重ねて深くお詫び申し上げるとともに、今後強い決意をもって取り組む所存であります。

一九九〇年二月四日
日本航空株式会社

シンポジウムの報告は事務局の責任でまとめました。

差別話にかかわる

参考図書

「朝鮮人差別とことば」

明石書店発行 一六〇〇円

編者 内海愛子・梶村秀樹・鈴木啓介

「朝鮮にかかわる差別表現論」

明石書店発行 五〇〇円

明石書店編集部編

参政権裁判への思い

無形の権利を残す

のも二世の責任

人としての権利を主張する会

金正圭

九月二四日、地方選挙の選挙権を求めて、金正圭さんら在日二世一人が、それぞれの選挙管理委員会を相手取り、行政訴訟を大阪地裁に起こした。裁判で選挙権問題が争われるのは初めてで、その思いを寄せてもらった。

一世としてすべきこと

人間の一生には、三度ベルがなると言われています。まず最初は生まれたとき、二回目結婚したとき、そして最後が死んだときです。

残された時間は限られてきました。その間、在日二世としてしなければならない役割があるのではないかを考えたとき、少なくとも人としての最低の権利だけは子孫のためにも確保しなければなら

ないのではないかと。

物質で残す遺産もあれば、無形の権利を残すのも私たち二世の責任であり、義務であるはずだ、

無謀な要求か？

はたして無謀な要求をしているのでしょうか。

私たちが日本に定住することになった社会的変遷の要因は一体何なのか。日本の政策の中で、労働力不足を補い、日本社会に果たしてきた貢献をどう評価するのか。植民地統治から生じた、両民族間の悲しい関係をはたして認識しているのか。

私たちが日本に定住することになったのは、植民地統治という歴史的、政治的要因に基づくものです。このことだけでも、私たち定住する韓国・朝

そのためには参政権を獲得することが最も重要なことだと思い、法定闘争に踏み切ったのです。

日本はこの問題が無責任、無関心に放置してきました。その結果、数々の矛盾した事態が生じております。

国・朝鮮人に選挙権付与を通じての政治的社会的権利保障がなされるべきだと思えます。言い換えれば、政治的意思形成での参加の道を通じて、人としての尊厳と価値を保障することになるのではないのでしょうか。

国籍剥奪は憲法違反

ある論壇の中で、このようなことが記されております。

法律上、現在の在日韓国人が外国人とされたのは一九五二年四月のサン

フランシスコ講和条約の時点である。一九四五年の日本敗戦から七年間、旧植民地出身者も日本国籍を有するとして方針のため、占領下日本国民と



11月29日第1回公判(左から2人目が金さん)

しての義務を負い、戦犯として処刑された人も多いことは注目にあたうることである。しかし一方で、解放国民としての待遇を受けることはなく、権利の制限を受け、当時の外国人登録令では、台湾、朝鮮出身者を外国人とみなすことにした。

また当時の衆議院選挙法で、これらの人々に、「当分の間選挙権を停止する」とし、暫定措置によってこれほど「柔軟な運用」を可能としてきたのである。

さらには、現憲法下にあった一九五二年に「旧植民地出身者」の日本国

籍を通達のみで剥奪したことは、「日本国民たる要件は法律で定める」とした憲法一〇条にも違反する。

この時点で、国際法上当然認められるべき国籍選択権を認めず、一夜に何十万もの外国人を生み出し、社会的権利の制限を行った矛盾が現在まで尾をひいている。

これらは、外交交渉によらず、歴史的道義性を問われている日本の国内問題として解決を急ぐべきであると結んでいる。在日台湾人の声である。拍手を送りたい。

生野区四万人の民意は？

国政調査で、大阪生野区の人口は一六万人、そのうち四万人が在日韓

国・朝鮮人である。地方議会の議席数は選挙区の人口で決められるが、そ

の中には在日韓国・朝鮮人が含まれながらも選挙権がない。定数にみあう四万人の民意は一体どうなるのであろう。

他方で、日本は西洋人に対する劣等感を、植民地支配をしたアジア諸国、特に韓国・朝鮮人に対する優越感で埋め合わせてきたきらいがあり、その

法定闘争へのご支援を

最近、日本選挙学会が行った「選挙制度改革に関する有識者調査」で、一定の要件を満たした外国人の選挙権について、地方自治体の場合、五五・七・六九・八%の人が認めたほうがよいと回答する結果が出ています。ぜひこの中で「どうして選挙権を認めないほうがよいか」という質問を加え

感情が差別を生み出す根幹になっています。

それは今でも続いています。断ち切るためには正しい歴史認識を教えるとともに、私たちもまた日本の地で共同の生活の基盤を作る責任、権利、義務を身につけていくということを確認にすべきではないでしょうか。

てほしかったと思います。そうすれば、世界の先進国の中で、何故日本だけがこれらの改革に熱心でないかを知ることができるとおもいます。

このように、一般の良識は、私たちに有利な方向にむかっております。が、法の世界では、いまだに国籍条項にとらわれるあまり、閉ざされたま

まになっているのです。私たちは、その閉ざされたバルブを少しでも大きく開くよう、満腔の気概をもって邁進していきましょう。

法定闘争をおこなった結果、原告団の中ですでに被害がでておりますが彼は同胞の未来に何かを残すため、多少の犠牲があってもやりぬくと言ってくれ、大変勇気付けられております。

法定闘争を始めて、様々の方の熱いご支援とご指導をいただきました。お礼を申し上げるとともに今後より一層のご協力をお願いいたします。

●次回八公判

●十一月二二日

●一〇時

●大阪地裁

●八〇九号

●●●●●●●●●●

私立高校が外国人に 門を閉ざしている?!

神奈川県民関連 金宣吉

私学入試ガイドに制限

毎年、入試シーズン前に出される私立高校ガイドのひとつ「ハイスクールレポート九一」(教育資料出版)において、外国人(在日韓国・朝鮮人などを含む)の受験資格を無しとしている学校や何らかの制限を設けている学校があった。これが事実であれば、大変悪質な民族差別であり許されるものではない。

出版元である教育資料出版に問い合わせたところ、「ハイスクールレポート九一」という本は、出版社の作成したアンケート用紙への学校の回答をもとに編集しているとのことであった。

私立高校の入学試験が始まる前に、何としても

真相を究明しなければならぬということから、以前から私立高校の入学差別問題に取り組んできた横浜の「民族差別と闘う会」の人達と相談し、

出版社のミスも…

その後、各学校からの反応をみると、返答をいまだしていない学校、それなりに誠実な回答をしているところ、こちらのミスで正確な調査なしで差別と決めつける抗議を行ったために、逆に抗議されるといったこともあった。

その回答状況をもとに会議をもち、誠実な回答をしていない学校に対して、何故「ハイスクール

神奈川県民関連名で私立高校へ質問書を提出することになった。そして去る十一月二二日付けで、外国人排除または外国人の受験資格に何らかの記述のある私立高校へ、質問書を発送したのである。

レポート九一に外国人生徒の受験資格欄に排除または制限を付するに至ったのかという点を焦点にした再質問状を出したのである。

この問題は、神奈川県だけでなく、東京、埼玉にも同様な記載を行っている学校があり、東京の学校に対しては、二月五日にRAIK(在日韓国人問題研究所)を中心としたグループが質問状を

出している。

調査をすすめる中で、出版社のミスによって「外国人の受験資格ナシ」といったことになっていた学校もあり、責任の所在を明らかにするには、もうすこし時間がかかりそうである。

自由や平等の意義を学ぶ場である学校が、民族的偏見や差別によって門を閉ざしていることがあるならば、何としても是正していかなければならない。

仮に実態は、外国人排除ということが行われていなかったとしても、公の出版物にそのような記載がなされていたこと自体問題なのである。

さらに実態の究明が必要であるが、関東のネットワークをつくり、私学差別に取り組みたい。



心の国際化を求めて

金沢でシンポ

指紋押捺問題とともに

考え学ぶ金沢市民の会 木村田進

率直な体験談が心に
しみる

一月一七日に、金沢で集会をしました。題して、「在日コリアン・リレートーク」。四人の地元の日韓国・朝鮮人が自らの体験や思いを語り、大阪民開連の徐正禹事務局長がそれを受けてまとめ、あとはパネルディスカッションという内容でした。

このような試みは金沢では初めてでしたが、二ヶ月半でいねいに準備をしたせいかな、一二〇名余りの参加がありました。何より、四人の語り手と徐正禹さんの話がよく、建前や演説調の話ではなく、率直にむしろ感情を押さえて、さまざまな体験や思いを語ってください

り、心にしみいる内容でした。

本名、就職、盗みの
疑い、民族……

高校時代の本名宣言前後の体験と自分自身に託った意味。アルバイトの採用の際の差別体験。韓国人としての自分を否定した体験をふまえ、子どもたちに在日韓国人として自然体で生きて欲しいと願い、本名で生きる父親の思い。

さらに、戦前、小学校四年のとき、盗みの疑いをかけられ、授業中に交番に連れていかれた体験。そして、雨の日に学校にカサを持ってきてくれた母を恥じて、何のために来たとなじり、カサもささずに帰った体験。

皇民化教育によって、

朝鮮人であることに劣等感をもっていた人が、自ら民族をとりもどし、民族をないがしろにしない子どもを育てようと、民族学校に行かせたのに、進学、就職で壁にぶつかった話。

一つ一つが生々しく、その思いが直接伝わってくるようでした。

在日の自立、日本人
の変革

続いて、徐正禹さんがご自分の体験をまじえながら、まとめをしました。在日韓国・朝鮮人への差別が直接的なものから、むしろシッポのつかめない、日本人から見えにくいものに変わってきている。日本の外国人差別の特異性＝同化の問題。さらに在日韓国・朝鮮人が

過度に本国に期待を持たず、甘えを捨てて自立すべきこと。在日の子どもたちに必要な民族教育の核心は「朝鮮人として生まれ落ちたことを悔やまない」ことであること。在日と日本人が協力し、ともに助けあっていく状態からは遠い現状の中で日本人も変わってもらわねばならないこと。自分も子どもたちも一生生きていく日本だから、住みやすい日本になつてほしいと思ひ、意見を言うこと「いやなら帰れ」と言われ、議論が成立しないことなどが語られました。

在日韓国・朝鮮人も少なく、つきあいのある人も少ないこの地域だからこそ、このような試みは必要だと思ひます。

今後とも続けていきたいと思ひます。

大阪府にもトンネル 保存を要請

高槻むくげの会 吉崎篤志

七二〇〇名の署名提出

二月三日、タチソ戦跡(成合地下トンネル群)などを保存する会(以下タチソ保存の会)のメンバー六人が、約七二〇〇名の署名を大阪府に提出、トンネルの現状保存をはじめとする陳情行動を行いました。

陳情の場合は、社会党府会議員の大前英世議員にセットしていただき、府からは国際交流課課長他一名が出席しました。また共産党の山田保一議員も出席されました。まず、タチソ保存の会

から、トンネルの保存と調査、強制労働の実態調査、慰霊碑、タチソ資料館の建設に向け、高槻市とともに取り組むことを要求しました。しかし、府は、「市の方針が明らかになっていない段階では動けない。国際交流課としては、現在森ノ宮に建設中の国際平和センターに関わる部分で、調査資料収集していく」というものでした。

重ねて、会から風化しつつあるトンネルの現状保存の必要性を訴え、高

槻市との話をする、タチソ見学を行うことを約束

しました。

一九四五年四月死亡者の資料

高槻市にも九月に陳情を行った際に、タチソにおける強制労働の実態を後世に伝えていくことの大切さを認め、「市独自でどの程度保存できるか考えていきたい」(市民文化部次長)と回答、今後も話し合っていくことを確認しましたが、まずは、市が積極的具体的な方針を持つよう要求していくことが必要です。今後、府と市が、積極的に取り組むよう交渉をすすめていきたいと思っています。

埋火葬許可証が残っており、一九四五年四月に頭蓋骨骨折で亡くなった慶尚道出身の工事従事者が火葬されていたことがわかりました。

さらに、来年の秋に予

定している慰霊碑建設に向け、徐々にですが動きつつあります。

埋もれたタチソ戦跡に陽をあて、日本人と韓国・朝鮮人との友好、共生関係をつくる一步として侵略戦争の具体的な傷跡の保存の取り組みもようやく具体化しつつあります。

トンネル工事がやられているときの成合のようす(そのうち図)



「トンネルは語る」
自治労大阪府本部
高槻市職員労働組合発行より

< 10月・11月のおもな動き >

- 10/30 崔昌華氏の再入国許可処分取り消し訴訟控訴審で、東京民事裁判所は請求を棄却
周人植君の教員採用国籍条項撤廃訴訟、第7回口頭弁論
- 11/3~4 朝鮮民主主義人民共和国と日本の国交正常化のための外務局長級予備会談
- 6 民族教育促進協議会の対大阪府交渉
- 7 奈良県外教第1回研究集会
- 9 地方教育公務員採用の促進と国籍条項撤廃を求める関東集会(在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会)
- 10 国際在日韓国・朝鮮人研究会研究集会「定住外国人の地方自治体参政権、欧州の現状と原理」(大阪)
- 13 法務省は、協定一、二世について「法的地位は三世なみ」しかし、「指紋押なつは当分継続」の方針を固める。
- 15 花岡事件訪中調査で日本在住者を含め47人の生存者と150人の遺族を確認(中国人強制連行を考える会)
- 16 全国高校体育連盟理事会は、朝鮮高級学校の加盟を認めず
- 17 「韓国人徴用工被爆者に対する三菱の企業責任を問う集い」(韓国原爆被爆者を救援する市民の会)
- 18 第6回「日本のまつり」(川崎市川崎区桜本商店街振興組合主催)にふれあい館・青丘社の100人規模の農楽隊出演
- 19 韓日アジア局長非公式協議(ソウル)
- 21 日弁連、広島三菱重工朝鮮人徴用工問題で三菱重工本社と話し合い
- 23 第16回民関連全国交流集会(神戸)
- 25 戸)
- 26 大阪市立大で朝鮮語講座の正規単位化を求める学内署名を提出
- 26 第15回韓日定期閣僚会議(ソウル)。協定二世の指紋押なつ廃止を表明。ただし代替手段の開発を条件に。
- 26 大阪府アマチュアボクシング連盟は、大阪朝鮮学校ボクシング部の三選手をスウェーデン国際大会での大阪代表とすることを決定。
- 27 大阪、京都高校体育連盟は、「地方レベル」の限定付きで府内の大会へ朝鮮高級高校の参加を認める。広島は前向きに検討中。
- 28 「協定一、二世については指紋廃止までの猶予措置は取らない」と外務省言明。
- 29 参政権裁判第1回口頭弁論(大阪地裁)
サ条約発効に伴う日本国籍剥奪憲法違反民事訴訟控訴審判決(広島)請求棄却判決。

全 国 民 闘 連 ニ ュ ー ス 購 読 の お 願 い

「全国民闘連ニュースは」第42号から月刊になりました。これを継続、発展させるためには、熱意もさることながら、財政問題も重要な要素としてあり、多くの方々のご協力を得て成り立っています。

全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、社会の動きを見据えたり、いろんな角度からの意見交換を進めたりするために、機関誌は欠かせないものであると思います。さらに、私たちの取り組みを紹介し、仲間の輪を広げていくための橋渡しの役割も果たしています。



取り組みの輪を広げていくために、また、それを継承・発展させていくために、是非ともご購読よろしくお願いいたします。

＜購読料＞年間3000円

*送金方法 郵便振込「大阪9-76163」

「民族差別と闘う連絡協議会」

<お問い合わせ>

大 阪 民 間 連 ☎ 0 6 - 9 7 2 - 1 6 0 8

神奈川民闘連 ☎ 0 4 4 - 2 8 8 - 2 9 9 7

なお別途、大阪民闘連、神奈川民闘連は、運動維持のため
会員制度を設けています。各会員には、全国民闘連ニュース
の他に、それぞれの地域の取り組みのご案内をお送りします。
是非地域運動を支えるためにご入会下さい。詳しくは、上記
＜お問い合わせ＞先まで。

△編集後記▽

まずはニュース発行の遅れをお詫びします。次号は、12月1月合併号で集会の報告をいたします。

一九九一年は、日韓外相の覚書調印で幕をあげました。「指紋二年以内に撤廃」がマスコミによって大きな成果のようにとりあげられましたが、結局日本国内での今後の運動にほとんどの課題が残されました。

一月末、関東と関西で在日韓国・朝鮮人の戦後補償を求める具体的な運動が始まります。

